

平成29年度
女性医師の勤務体制等に関する調査報告書
(平成30年1月調査)

埼玉県医師会

埼玉県女性医師支援センター

女性医師の勤務体制等に関する調査について

(1) 目的

女性医師の勤務状況や各病院の女性医師に対する支援策等を把握することにより、女性医師に対する情報提供のための基礎資料とする。

(2) 調査概要

- ①調査対象 県内の全343病院
- ②調査基準 平成30年1月1日現在
- ③調査方法 郵送による照会・回答

(3) 回収結果

	施設数	回答数	回答率
合計	343	166	48.4%
100床未満	131	59	45.0%
100床以上200床未満	110	47	42.7%
200床以上	102	60	58.8%

(4) 調査結果

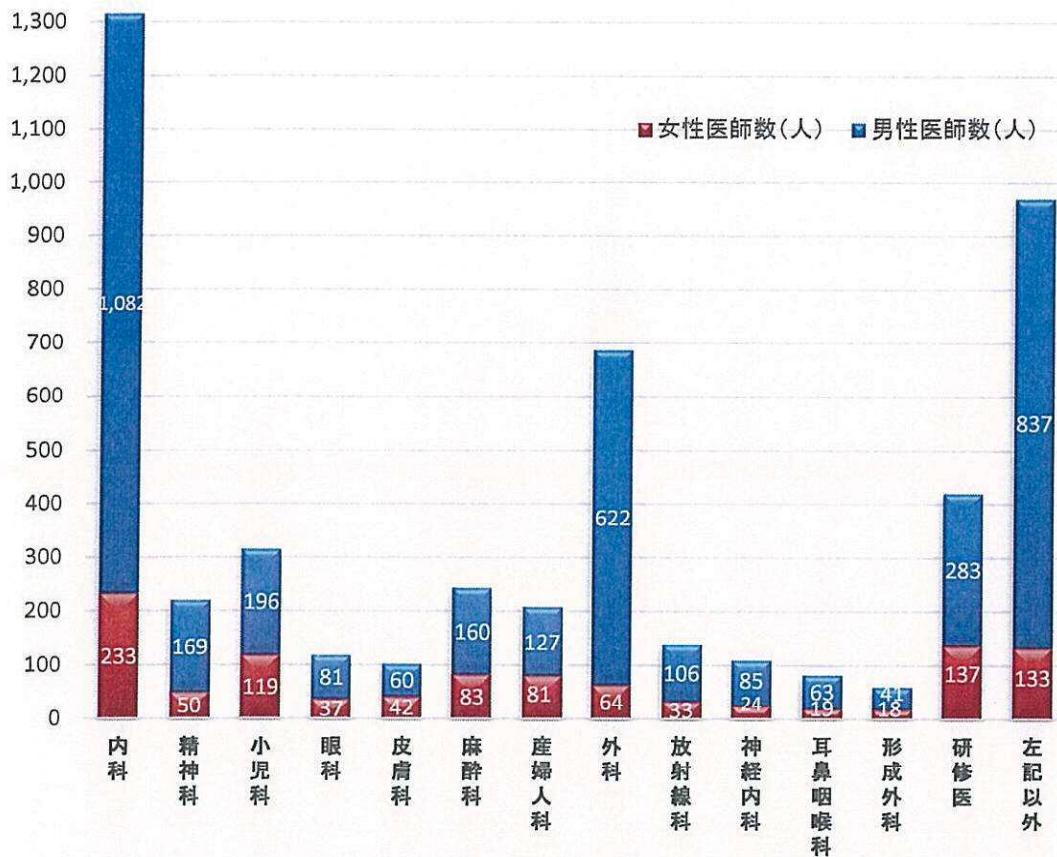
1. 医師数について

○勤務医数

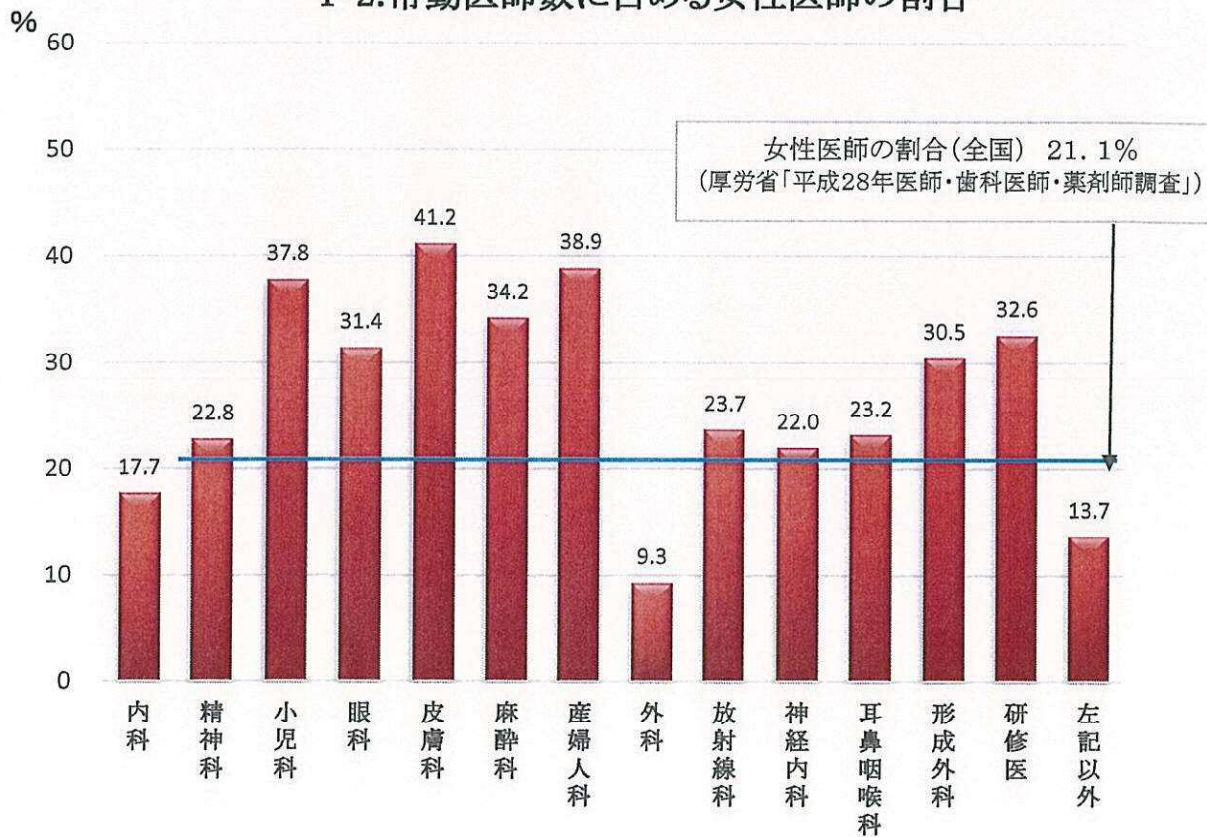
	常勤医師数(人)	常勤 男性医師数(人)	常勤 女性医師数(人)	常勤医師数に 占める女性医師 の割合(%)
合計	4,979	3,906	1,073	21.6
内科	1,313	1,080	233	17.7
精神科	219	169	50	22.8
小児科	315	196	119	37.8
眼科	118	81	37	31.4
皮膚科	102	60	42	41.2
麻酔科	243	160	83	34.2
産婦人科	208	127	81	38.9
外科	683	619	64	9.4
放射線科	139	106	33	23.7
神経内科	109	85	24	22.0
耳鼻咽喉科	82	63	19	23.2
形成外科	59	41	18	30.5
研修医	420	283	137	32.6
上記以外の診療科	969	836	133	13.7

人

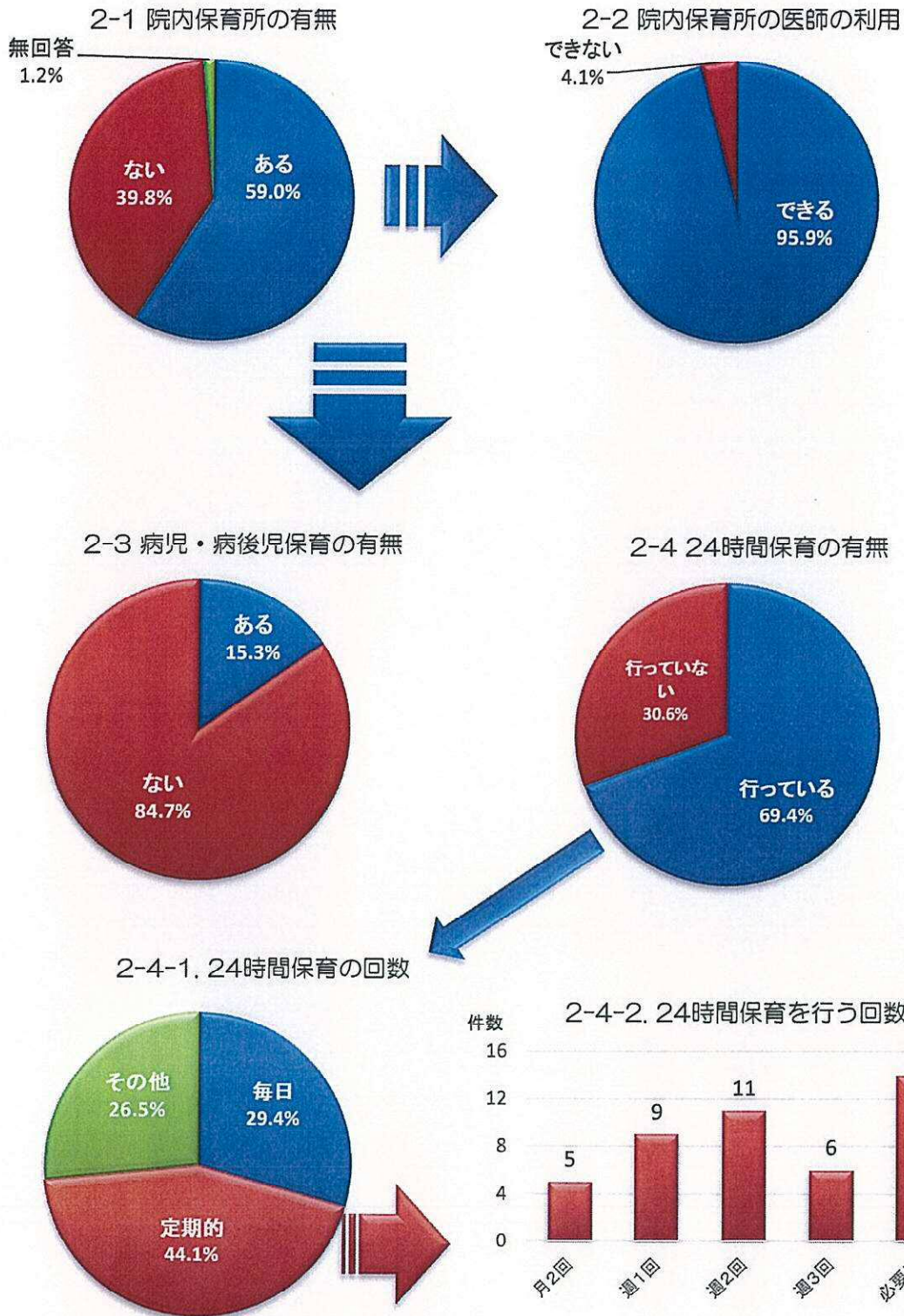
1-1.診療科別常勤医師



1-2.常勤医師数に占める女性医師の割合

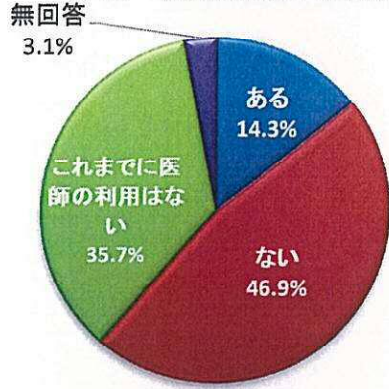


2. 病院内保育所について



・24時間保育(夜間保育)の運営は、院内保育所がある施設のうち、69.4%で行われている。
 その頻度については、様々で月に2回という施設も4件あった。
 ・その他として、「職員のシフトに合わせて」や「要望があるとき」「必要に応じて」などであった。

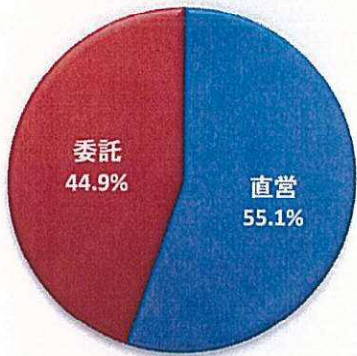
2-5. 院内保育運営上の配慮



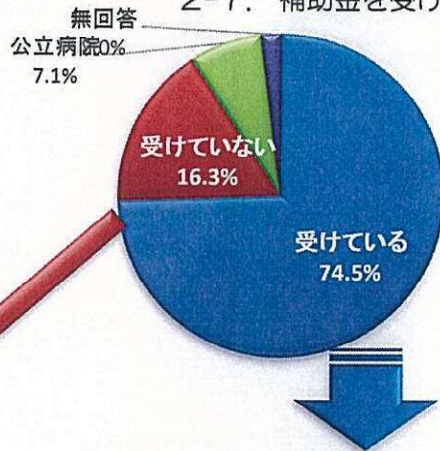
《女性医師が利用するにあたり、配慮していること》

- ・優先的に入所できるよう配慮している。
- ・女性医師、常勤、非常勤にかかわらず、その時の状況に応じた対応も行っている。
- ・授乳時間の配慮。医師の勤務時間に合わせて保育室を開いている。
- ・時間延長、休日開所など女性医師の勤務に対応している
- ・お子さんが体調不良で受診が必要となった場合、保育士もしくは病院職員が代わりに受診に連れていく
- ・通っている幼稚園への送迎など

2-6. 院内保育所の運営



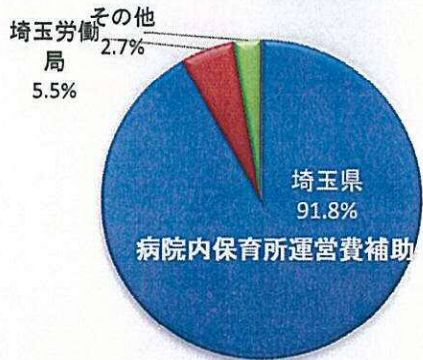
2-7. 補助金を受けているか



「補助金を受けていない」と回答した施設の理由

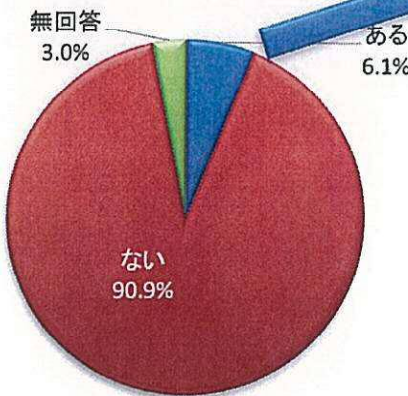
- ・利用者が少ないため
- ・当法人が別に運営している認可施設において公費給付を受けている為
- ・条件を満たさないため
- ・手続きが煩雑すぎる

2-7-1. 補助金を受けている先



○病院内保育所「なし」と回答したところについて

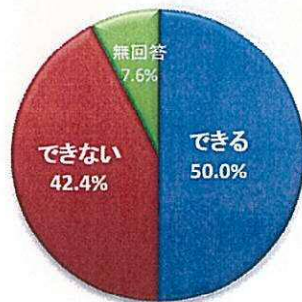
2-8. 今後の設置予定



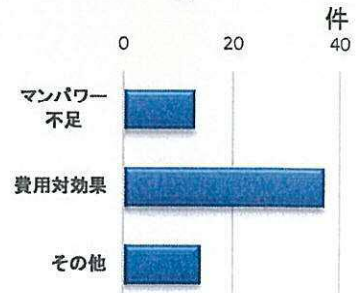
今後の設置予定が「ある」と回答した4件

平成30年4月	3件
平成31年4月	1件

2-9. 近隣の保育所の利用

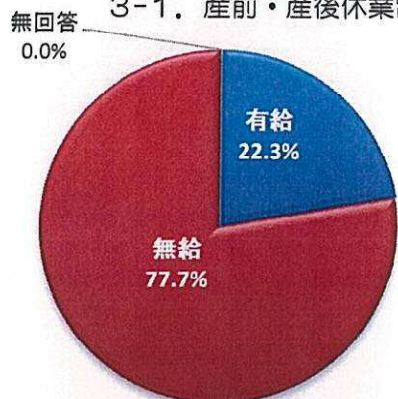


2-10. 院内保育所を設置していない理由

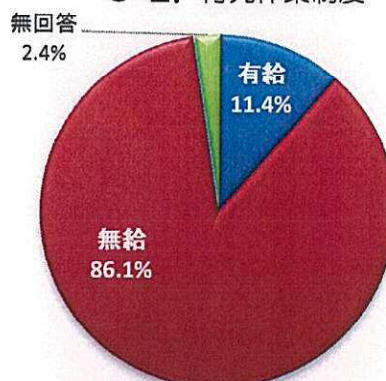


3 休業制度等について

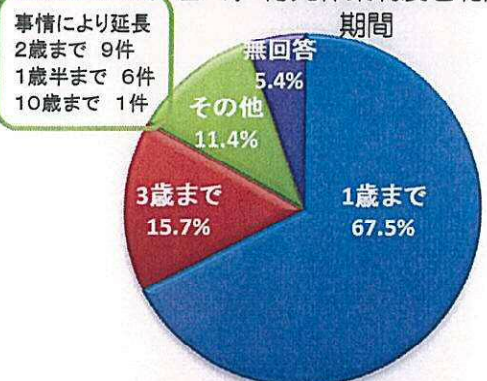
3-1. 産前・産後休業制度



3-2. 育児休業制度



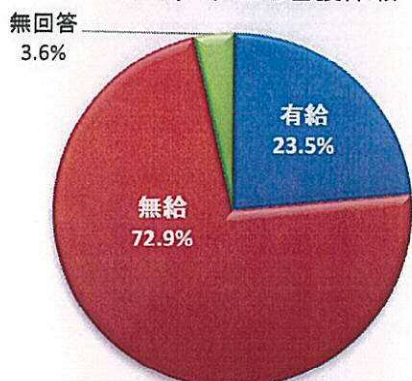
3-2-1. 育児休業制度を利用できる



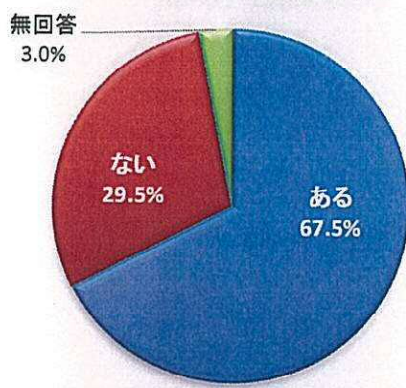
3-3. 介護休業



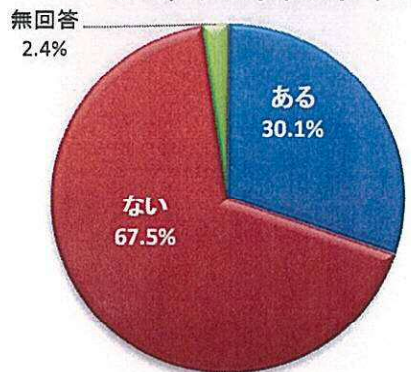
3-4. 子ども看護休暇



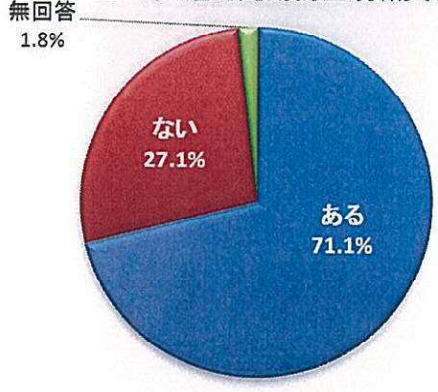
3-5. 宿日直免除



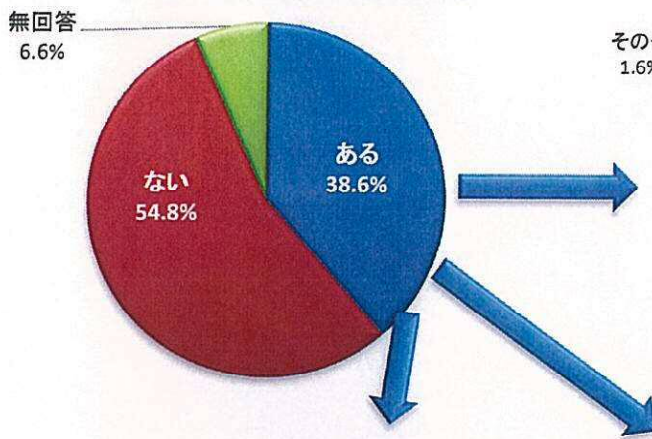
3-6. フレックスタイム



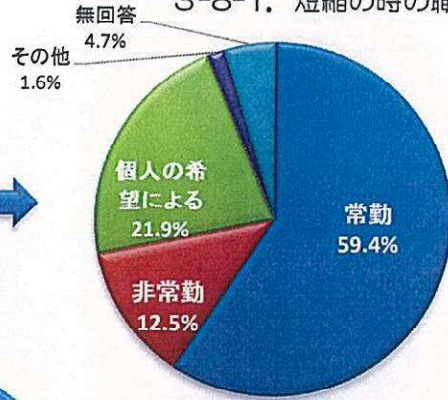
3-7. 短時間勤務正規職員制度



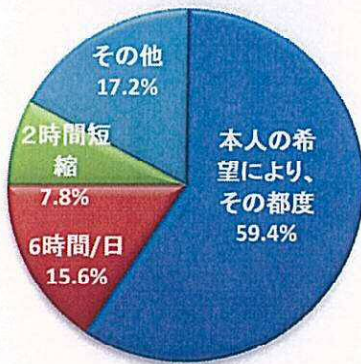
3-8. 勤務時間の短縮の措置



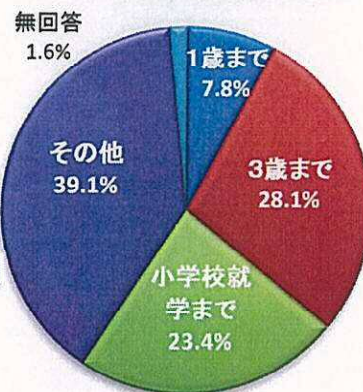
3-8-1. 短縮の時の職員の身分



3-8-2. 短縮の時の勤務時間



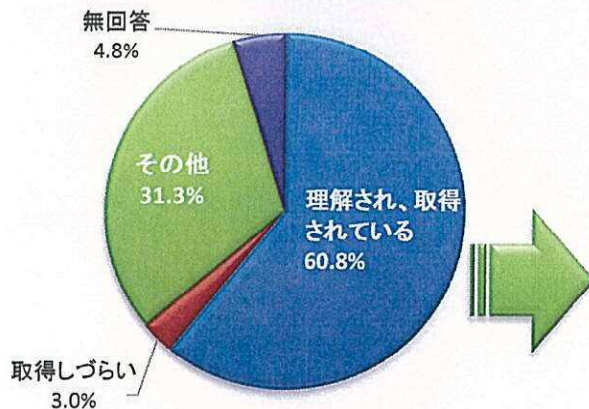
3-8-3. 対応可能な期間



「その他」として
 ・その都度対応、相談するというのが12件あった。
 それ以外では、「1歳まで」、「2歳まで」、「3歳まで」
 「小学校就学まで」など様々であった。

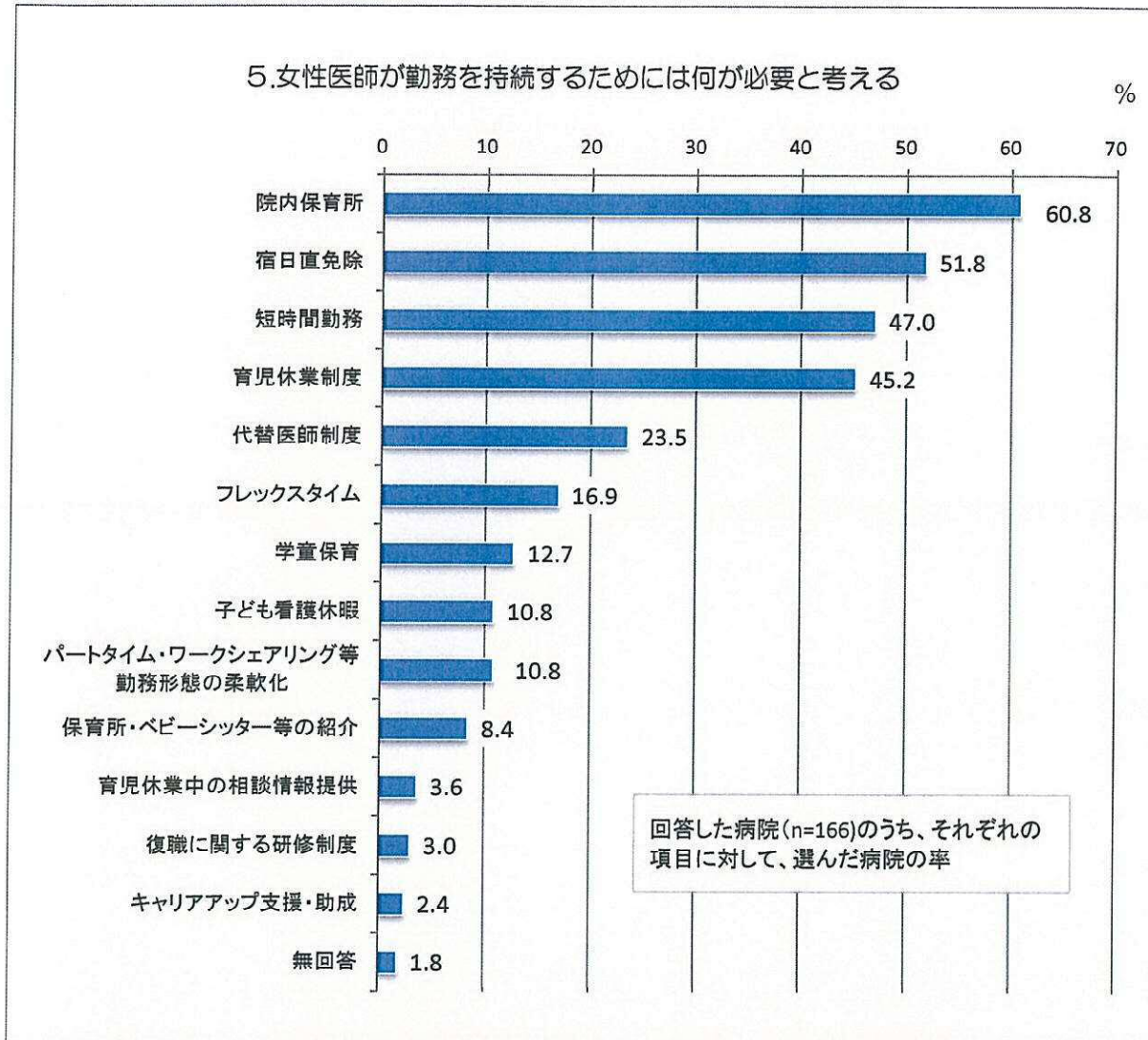
問4 休業制度の取得及びその理解について

4. 休業取得状況の理解について

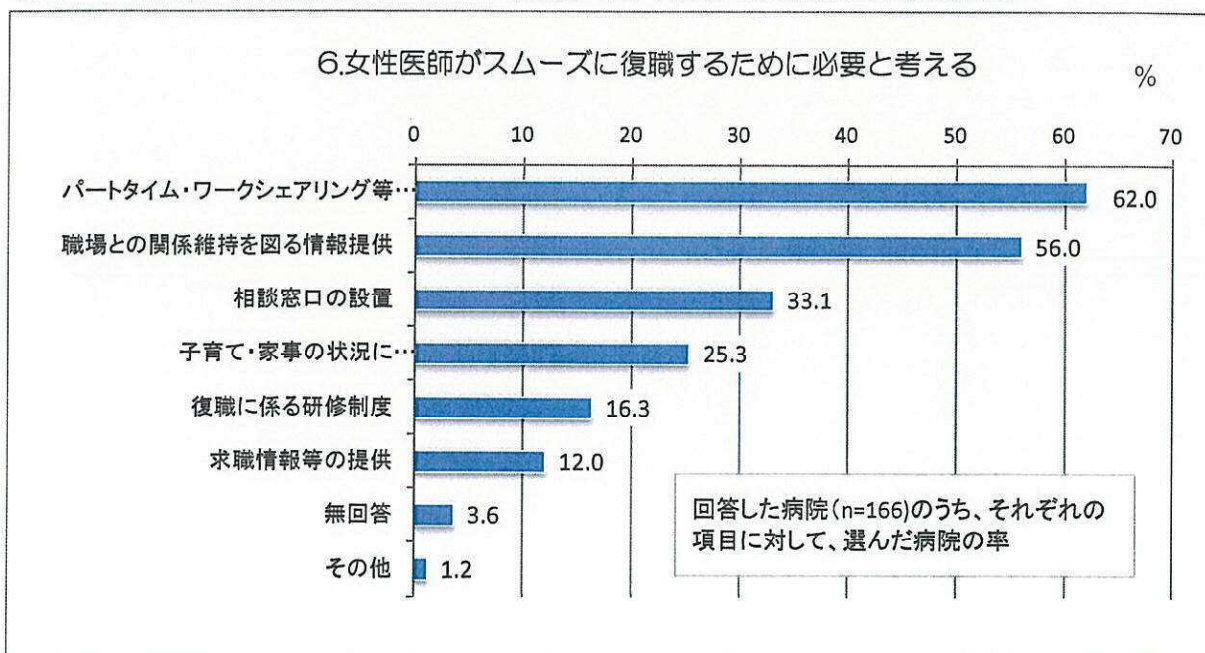


・その他の意見のほとんどが、「これまでに該当者がいないので、わからない」というものだった。

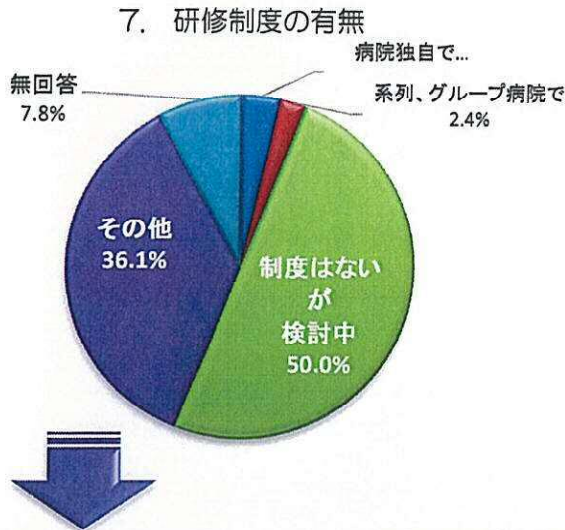
問5 女性医師の就業継続や復職を支援するための制度や取り組み状況(複数回答)



問6. 一時休業している女性医師のスムーズな復職のために必要であると思うこと(複数回答)

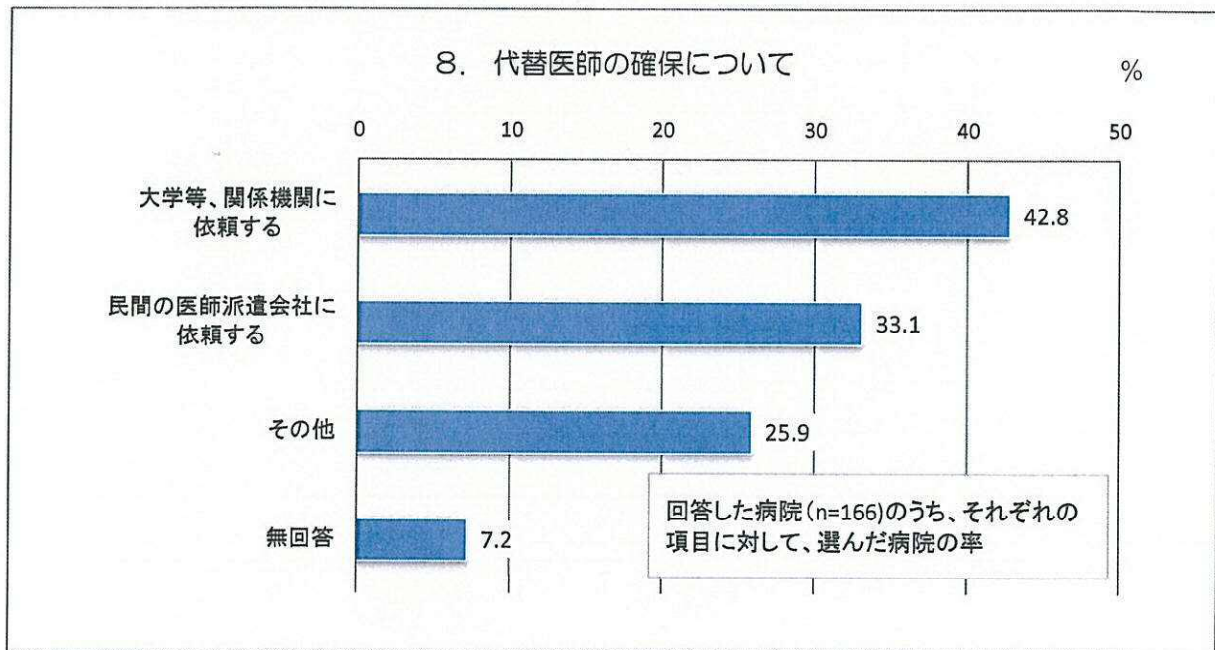


問7 一時休業している女性医師のスムーズな復職のための研修制度の有無



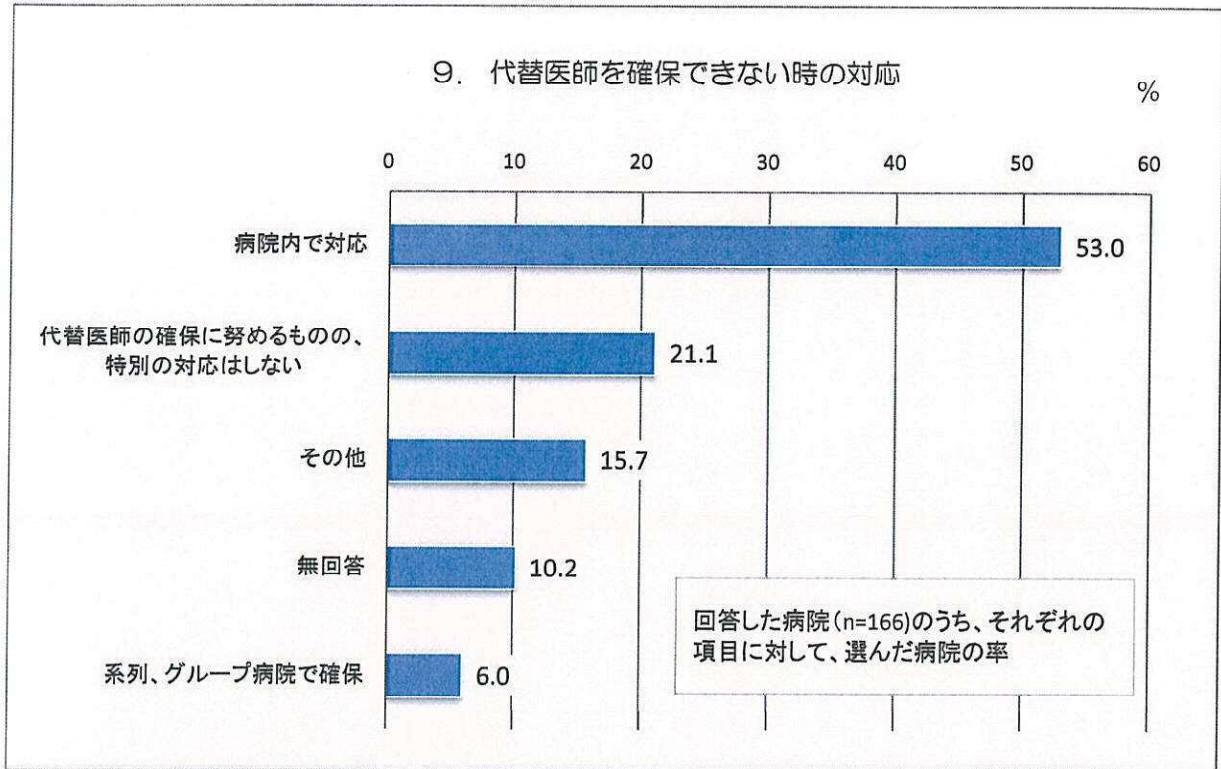
《その他の回答として》
 ほとんどは「制度はない」「女性医師の復職の実績がない」だったが、少数意見として以下のものがあった
 「制度はないが、復職に当たり必要なことは上司等から説明する予定である。(近年、育休からの復職者なし)。
 「必要性がある状況で検討を予定している」
 「女性医師が非常勤のみのため、所属病院に任せている」

問8 女性医師が一時休業した場合、どのように代替医師を確保していますか(複数回答あり)



《「その他」と回答した43件のうち》
 「これまでに産休・育休を取得した女性医師がない」「実績がない」などが25件
 「代替医師を確保していない、できない」あるいは「病院内で対応している」などが12件だった。

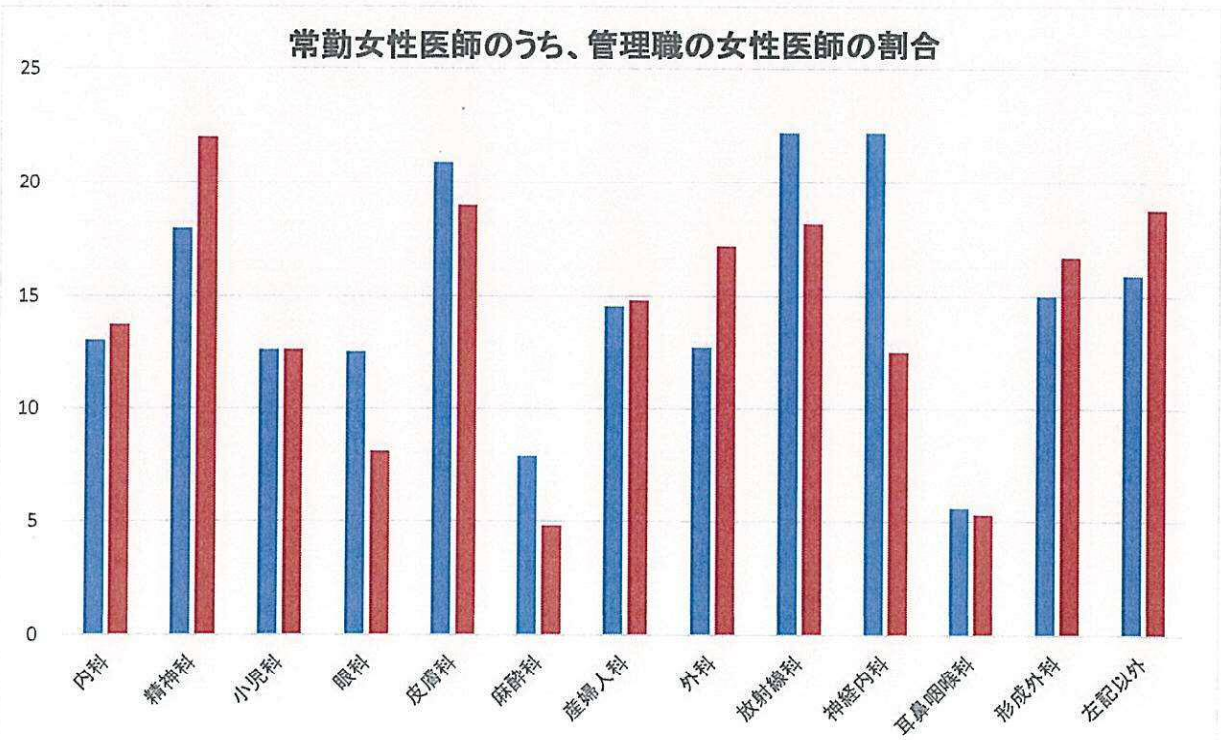
問9 代替医師を確保できない場合、どのように対応していますか(複数回答あり)



《「その他」と回答した26件のうち》

- ・「これまでに産休・育休を取得した女性医師がいない」「実績がない」など……13件
- ・「民間の医師派遣会社を利用する」……5件
- ・「診療科や病棟の機能を縮小する」……2件
- ・「各診療科で対応する」……1件
- ・「医師への負担を承知で給与面を配慮し、お願いする以外ありません」……1件

【参考】



問 10. 独自に行っている女性医師支援の取り組みなど

- ・「勤務日数の短縮」「超過・当直・待機の免除」が可能となる雇用制度
- ・女性医師の復職支援「ママさんドクター応援プログラム」を設けている。結婚、子育て、介護などでキャリアを中断せざるをえなかった女性医師のキャリアアップのサポート。
- ・医局内に女性医師専用ラウンジ・パウダールームを設置している。・女性医師専用の宿直室を完備している。
- ・当直の免除、保育所の設置・埼玉県「多様な働き方実践企業」プラチナの認定・日本赤十字社女性活躍推進にかかる行動計画」の策定・次世代育成支援対策行動計画の策定
- ・子どもの急な病気に対して、病棟で一時的な入院対応を行い、職員が安心して勤務できるよう支援している。
- ・育児短時間勤務において、週20時間を下回らない範囲で勤務形態を柔軟に対応している。
- ・1コマから勤務可としている。(午前中のみ勤務可という女性医師が多いので)
- ・短時間勤務・相談窓口の設置
- ・対象となる医師がいなかったため、女性医師支援という訳ではないが、働きやすい職場環境を整えること。
- ・短時間勤務対象範囲の拡大・当直免除の配慮
- ・1歳未満の子どもを持つ女性医師に対し、始業・終業前30分制度を免除している。
- ・業務負担軽減策として、病棟管理業務を免除し、外来のみの診療体制としている。
- ・勤務時間等の相談に応じている。
- ・「多様な働き方実践企業」として育児・介護等により女性医師が離職することのないように、家庭環境に配慮し、各種支援制度の利用を促している。
- ・女性医師の求職状況の把握・照会が出来る事や有償人材紹介会社が行っているマッチング機能があると良いと思う。

問 11. 女性医師の就業継続や復職を推進するために行政に要望したい事、行政が行うと良いと考える取組などについてのご意見

- ・行政としても、潜在的な女性に限らない医療者のNetwork構築、同Network参加者へのパートタイム就労を含めた健康増進への参加を促す情報提供を行なってほしい。
- ・代替医師確保に関する補助金制度を充実してもらえると、女性医師の働きやすい職場環境が整備されていくと考えます。
- ・保育、学童施設の拡充（病児にも対応）
- ・健診、予防接種、産業医など、応募状況をメールで配信して頂けると参考になるかと思えます。
- ・復職に係る研修制度、相談窓口は行政が積極的に行うべきであり、何らかの教育制度等を

通じて働きかけ、アドバイスを行って欲しいと考えます。

- ・男女にかかわらず、医師の業務の他職種への移譲と効率化による負担軽減に対する助成、法的措置。
- ・医師を募集していますが、応募がないので困っています。(女性医師も含めて) 応募があればその医師の希望(時短でもなんでも)を考慮しながら考えたいと思います。
- ・産休・育休中における代替意思の派遣は必須である。人材が無理であれば、その間医師紹介会社に依頼し確保する医師の給与、紹介料(医師年収の25%から30%)を補助していただかない限り、病院は復職まで持ちません。復職をかんがえている女性医師もより自宅から近く、勤務日数が少なく給与提示の良いところへ去っていくのが現状である。
- ・行政への要望：埼玉県女性医師支援センターの活動が、まだまだ女性医師に浸透していないので、広報に引き続き力を入れて頂きたい。
- ・院内保育にかかる運営費補助の充実。・学童保育・ベビーシッターの紹介、あっせん。